

日総第102201号
令和3年10月22日

教 育 長
総務政策主監
議会事務局長
各 所 属 長

} 様

副 町 長 津 田 誠 司

令和4年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、日野町財務規則第7条の規定に基づき、別紙「令和4年度予算編成方針」により令和4年度予算を編成しますので、予算見積関係資料を調製し、別途通知するところにより総務課長あて提出されるよう、命により通達します。

令和4年度予算編成方針

1 国内経済の動向について

内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、このところそのテンポが弱まっている」とし、先行きについては「感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染症の動向、サプライチェーンを通じた影響による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。

政府は、令和3年6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、国は、感染症の感染拡大防止に引き続き万全を期す中で、厳しい経済的な影響に対して、雇用の確保と事業の継続、生活の下支えのための重点的・効果的な支援策を講じるとしています。その上で、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速するため、①グリーン社会の実現、②官民挙げたデジタル化の加速、③日本全体を元気にする活力ある地方創り、④少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現、の4つの原動力への重点的な資源配分をするとしています。

これらを踏まえ、令和3年7月7日に閣議了解された「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」では、①年金・医療等については前年度当初予算額に高齢化等に伴う増加額6,600億円を加算した範囲内、②地方交付税交付金等は「新経済・財政再生計画」との整合性を留意する、③義務的経費は前年度当初予算額の範囲内とし、可能な限り歳出の抑制を図る、④東日本大震災からの復興対策経費については真に必要な事業に重点化、⑤その他経費は前年度当初予算の10%減の範囲内で要求ができることとされています。また、グリーン、デジタル、地方活性化、子ども・子育てへの予算の重点化を進めるため、「経済財政運営と改革の基本方針2021」および「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」等を踏まえた諸課題について、⑥「新たな成長推進枠」を設けるとされています。

令和4年度においては、これら国の経済財政運営の動向とともに、当町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みを注視し、特に新型コロナウイルス感染症への対応およびグリーン、デジタル、地方創生、子ども・子育て支援に向けて新たに創設される交付金などについては、十分に有効活用できるよう国の動向を敏感にキャッチする必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境について

地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額は、「令和4年度の地方財政の課題」によると、社会保障関係経費の増加が見込まれる中、感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化等の重点課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされています。

具体的には、「令和4年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」において、地方の歳入は、地方税で40.1兆円（対前年度比 +2.0兆円（+5.4%））、地方交付税で17.5兆円（対前年度比 +1千億円（+0.4%））の増となっています。一方、一般財源総額は、前年度と実質的に同水準とするため、臨時財政対策債を3.3兆円（対前年度比 Δ 2.2兆円（ Δ 40.2%））に減額しており、結果、地方の一般財源総額は、63.4兆円（対前年度比 +3千億円（+0.4%））と増額となっています（水準超経費を除く交付団体ベースの一般財源は、62.1兆円（対前年度比 +1千億円（+0.2%））と微増）。

増収とされている地方税は、7月に内閣府が公表した「中長期の経済財政に関する試算」による各種指標等を用いて試算されており、名目GDP成長率の上昇を見込んだものとなっていますが、実際の税収は経済情勢によって左右されることから、試算どおりに地方税が伸張する保証はありません。また、地方交付税についても同様に、地方交付税の財源である国税および地方税の増収見込みや厳しい地方財政の現状を踏まえ増額とされていますが、これらの主要な一般財源の増に対して、臨時財政対策債の発行は大幅に抑制するとしています。

一方、地方の歳出は、給与関係経費で人事院勧告による引き下げを反映し、20.0兆円（対前年度比 Δ 2千億円（ Δ 0.8%））と減、一般行政経費で団塊の世代が後期高齢者になることから社会保障費等の地方負担増を見込んで41.4兆円（対前年度比 +5千億円（+1.3%））と増、公債費で建設地方債等の償還が減少すると見込んで11.5兆円（対前年度比 Δ 2千億円（ Δ 2.1%））と減、経済の伸張見込みによる不交付団体の水準超経費が増加すると見込んで1.3兆円（対前年度比 +2千億円（+13.9%））とされています。歳出総額は90.1兆円（対前年度比 +0.6%）の微増となっており、水準超経費を除く交付団体ベースの一般歳出についても微増に留まっています。結果として、地方の一般財源は令和3年度とほぼ同水準に据え置かれており、次年度の地方の行政需要増加分も、本年度とほぼ同水準の一般財源で対応しなければなりません。

3 当町の財政状況と収支見通しについて

令和2年度決算では、町税が35億7,282万円、前年度比5億7,788万円（13.9%）の大幅減となりました。内訳として、町民税が前年度比6億2,672万円（31.2%）の減、固定資産税が前年度比4,436万円（2.3%）の増となっています。町民税では、町内主要企業の業績不振により、大幅な減収となりました。本年度の税収も令和2年度と同水準の見込みであり、今後も税収が大幅に増加することは見込み難い状況です。

地方交付税は、令和2年度決算で14億4,569万円と前年度比1億3,199万円（10.0%）増となりました。これは基準財政需要額における単位費用の増加や、昨年度の税収の激減等により基準財政収入額が大幅に減じたことが要因であり、次年度の基準財政収入額は通常の水準に戻って来ることから、令和4年度の地方交付税が本年度ベースで交付される保証はありません。

歳出では、会計年度任用職員制度導入による人件費の増や年々増加する社会保障関係経費、過去の建設事業に伴う公債費の増など、義務的経費の増加に加えて、特別定額給付金をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策の経費により、総額で前年度比21億4,821万円の増となりました。

財政の弾力性を示す経常収支比率は93.3%となり、前年度（89.6%）と比較して3.7ポイント悪化しました。これは、歳入において令和2年度の町民税等の経常一般財源が大幅に減少したことが影響していますが、歳出においても、人件費等の義務的経費へ充当する一般財源が増加していることが要因であり、今後、自然増が見込まれる社会保障関係経費や償還のピークを迎える公債費、また、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増嵩等、経常的に必要とされる一般財源は増加すると見込まれ、財政状況の硬直化が進むことが懸念されます。

なお、令和3年度の一般財源の内、町税は約34億7,109万円、地方交付税が約16億7,392万円の見込みとなり、町税は前年度決算額と比較すると1億173万円程度の減額となる見込みです。

また、令和4年度予算の見通しにおいても、歳入において町税、地方交付税ともに大きな増収は見込めず、歳出では、先に各課の令和4年度予算の見通しを調査したところ、必要とする一般財源は約3億3千万円の増と、大幅な増が見込まれています。

このことから、令和4年度当初予算においても、必要な財源に対応するためには財政調整基金等の取崩しを視野に入れなければ編成ができず、引き続き非常に厳しい状況を予測しています。

このため、歳入では、町税や負担金等の徴収率の向上、各種料金の見直し、国・県支出金やその他特定財源の積極的な確保を図るなど、あらゆる創意工夫により財源創出に努めなければなりません。また、歳出においても目的を達成した事業や成果を見出せない事業は積極的に縮小・統

合・廃止を進めるなど前例にとらわれない事務事業の見直しや更なる創意工夫により経常経費の縮減に努めなければなりません。

4 財政健全化に向けた取組について

(1) 実質公債費比率について

令和2年度決算の実質公債費比率は、6.5%（昨年度6.3%）となり、前年度と比較して0.2ポイントの増加となりました。今後についても、公債費の元利償還の増加傾向により、比率の上昇が懸念されますので、引き続き財政健全化のため、町債の新規発行の抑制や基金の積み立てを実施し、将来負担の軽減に努めます。

(2) 将来負担比率について

令和2年度決算の将来負担比率は、標準財政規模の増加や公営企業および一部事務組合の町債残高の減少により、55.7%（昨年度62.6%）となり、前年度と比較して6.9ポイントの減少となりました。この数値は、早期健全化基準を大きく下回っていますが、県内市町の平均を上回っているため、引き続き、町債の発行を可能な限り抑制するとともに、やむを得ず借り入れをする場合でも交付税措置のある有利な地方債を活用するように努めます。

(3) 公会計の活用について

発生主義・複式簿記の導入および固定資産台帳の整備を特徴とする統一的な基準に基づく財務書類により、総合的な財務情報を把握し、財政の効率化・適正化等に努めます。

特に、公共施設等の老朽化の程度を示す有形固定資産減価償却率は、令和元年度末で70.7%（令和2年度末見込みでは72.1%）となり、類似団体と比較すると老朽化が進んでいる状況です。今後、公共施設等については、その多くが大規模改修の必要な時期を迎えることから、平成29年3月に策定した日野町公共施設等総合管理計画に基づき、施設毎に個別施設計画の策定を進めており、費用の平準化を図りながら、順次、長寿命化対応を実施する必要があります。また、公共施設の適正管理の観点から、資産情報の全体を捉える公会計の活用を図ることにより、計画的な管理に繋げていくよう努めます。

令和3年度は、堀江町政1期目の公約を着実に実行すると同時に、第6次日野町総合計画のスタートの年度であり、「時代の変化に対応し だれもが輝き ともに創るまち“日野”」を将来

像として掲げた基本構想に沿った政策と、具体的事業との関連性と効果を十分に議論しながら予算編成を実施しました。

令和4年度は、第6次日野町総合計画の2年目となります。予算編成では、実施計画に位置づけられた事業を着実に実施するため、限られた財源の中で効果的・効率的な予算配分を行います。

一方、令和4年度の財政状況は、今年度に引き続き厳しくなることが予測されます。全庁一丸となって戦略的な取組を推進するため、既存事業を大胆に見直ししながら、次に掲げる重点施策に沿って取り組む事務事業（以下「重点化事業」という。）を基本に、真に必要、緊急かつ有効な事務事業について、適切に予算に反映するものとします。

(1) 未来を担うひとつづくり

- ・若者の定着のため、西大路地区定住宅地整備事業の継続的な推進
- ・将来にわたって持続可能な幼児教育および保育を実施するための施設のありかた検討
- ・滋賀国スポ開催に向けた大谷公園野球場の改修工事の実施

(2) 暮らしを支えるしごとづくり

- ・ふるさと納税制度を通じた地元の特産品振興、地域に根差した地場産業の発展
- ・住宅リフォーム制度の継続等による地域内経済循環の推進と魅力ある商店づくりの促進
- ・体験型観光の推進による地域経済の活性化にむけた取り組み

(3) 安心、助け合いのくらしづくり

- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らせるための、生活支援体制整備や保健事業の実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策とコロナ後の時代を視野に入れた中長期的対策
- ・グリーン社会の実現と環境保全との調和により、町が発展できる取組み方針の策定

(4) 住みたくなる都市基盤づくり

- ・公共交通の充実による住民の利便性向上、わたむき自動車プロジェクトの推進
- ・近江鉄道の存続に向けた、県や沿線自治体と一体となった支援体制の構築
- ・町道西大路鎌掛線整備、雨水排水事業の継続による社会資本整備の推進
- ・経営状況の的確な把握のため簡易水道事業、農業集落排水事業への公営企業会計の適用
- ・水道料金の値下げに向けた取水費用、経常経費の抑制への継続的な取り組み

(5) みんなではぐくむ地域づくり

- ・地域おこし協力隊の充実による関係人口の創出と拡大、移住・定住の促進
- ・住民の利便性の向上と、業務改善の両立を実現させるためのデジタル技術の活用

- ・持続可能な住民サービスの実現のための公共施設の長寿命化・機能保全への取り組み
- ・官民を問わず、町の発展のために多様な視野・見方から政策立案のできる人材の登用
- ・住民サービス向上の視点に立った、仕事の効率化による職員の働き方改革への取り組み
- ・ふるさと納税制度を活用した自主財源の確保

6 予算編成の基本方針について

以上の認識のもと、令和4年度当初予算の予算編成方針を次のとおり定めることとしますので、十分留意のうえ、適切な予算要求を行うようお願いいたします。

(1) 予算編成に当たっては、第6次日野町総合計画の実現に向けた政策課題につき、各所属で充分協議を行うこととし、具体的事業においては、実施手法や執行体制を含めて検証したうえで、予算の積算に取り組むこと。

なお、第6次日野町総合計画では、行政と住民との協働の立場の視点による施策展開が基本的な方針となっているので、常にその視点を心掛けて政策立案を行うこと。

(2) 各課とも、自らの政策判断と責任によって事業の必要性・効率性を判断し、既存の事業であっても、住民生活への影響を考慮しつつ、見直しを実施すること。

また、各課を横断する行政課題については、総合的に政策を推進するため、あらかじめ関係課で十分な調整と役割分担の明確化を行ったうえで要求すること。

(3) 全般を通じ、経常的な経費の節減や合理化を図るとともに、福祉や教育、住民の生活に密着した事業も含めて、住民と行政の役割分担や協働の観点から見直すこと。また、事業の委託先や実施主体の固定化、補助金や助成金の制度が硬直化していないかなど十分に検討すること。

(4) 新規事業は、先に掲げた重点化事業、第6次日野町総合計画に沿った事業とすること。新規事業の創出や既存事業の拡大は、目標や終期など設定し、既存事業の廃止・縮小を行った上で要求すること。

(5) 予算の積算にあつては、前年度の支出実績によるものではなく、過去の決算状況も検証し、単価や数量などを細部にわたり調査すること。特に、前年度に予算流用を行ったもの、執行率が低いものは内容を精査し、真に必要な額を積算すること。

(6) 国・県の予算編成の動向を見極めながら、国・県補助金が廃止、縮小される等、特定財源の見込めないものは、安易に一般財源に振り替えず、町にあつても制度そのものを見直すこと。

なお、財源として見込めるものは積極的に活用すること。

(7) 歳入にあつては、過去の実績や今後の見通しを分析し、的確な額を見込むこと、使用料や負担金等は、受益に見合った負担となるよう料金設定等を再検討すること。

(8) 町債の新規発行を極力抑制するとともに、可能な限り地方財政措置（地方交付税の算定において基準財政需要額に算入）のあるものを発行すること。

(9) 当初予算は、通年予算として位置づけることから、もれなく年間所要額を的確に見積もること。補正を前提としたもの、事業内容があいまいなものは見積もらない。

やむを得ず補正予算を行う場合、以下の事業のみ対象とする。

ア 災害復旧など、地域住民の生活への影響を考慮し、早急に対応する必要があるもの

イ 事業実施の根拠となる法令その他、各種基準および制度の改正などに係るもの

ウ 国・県補助事業の確定に伴う精算や事業の進捗状況に伴う精算に係るもの

エ 給与関係経費に係るもの

これらの事項を前提としたうえ、原則として前年度予算額の範囲内で所要額を見積もることとされたい。また、一層の地方財政の自立、地方分権の推進が求められる中、「予算は自治体の政策決定である」ことを肝に銘じ、住民・議会からの要望事項、監査委員会の指摘事項についても十分配慮のうえ、職員一人ひとりが予算編成の主体となって課題に取り組まれるようお願いいたします。